



応すること。

- (2) 作業にあたっては、原則平日対応とするが、夜間・土曜日・日曜日・祝日の設置作業にも対応可能であること。

なお、納入は学校活動に支障が及ぶと考えられる時間を避けるとともに、学校職員の指示を受けること。

- (3) 納入にあたり、各種の届出等が必要な場合は、納入業者の責任において納入前に完了しておくこと。ただし、やむを得ない場合は、事前に甲府市教育委員会に申し出て指示に従うこと。

## 7-2 付帯条件

納入業者決定後、速やかに甲府市教育委員会及び甲府市教育委員会が指定するネットワーク保守業者等の関係者と詳細な打合せを行い、スケジュール等の必要な書類を提出するとともに、甲府市契約規則を遵守し納入すること。

詳細は別紙2「納入・保守に関する仕様」を参照のこと。

## 7-3 機器の調達

- (1) 納品期限までに機器の設定・設置が完了するよう機器を調達すること。
- (2) 機器は新品であること。
- (3) 「甲府市グリーン購入調達方針」に対応した機器を調達すること。

## 7-4 機器の環境設定等作業

- (1) 機器を設置する際の設定作業については、次のとおりとする。
  - ①最新 OS へのアップデート実施
  - ②ソフトウェアの設定及び動作確認
  - ③各種システムのショートカットの作成及び動作確認
  - ④プリンタ等周辺機器への接続設定及び動作確認
  - ⑤その他必要な事項は、事前に協議を行う。
- (2) サービスパックや修正モジュール等がある場合は、必要なメディア・プログラムを用意し適用すること。

## 7-5 既存機器の撤去及び機器の搬入・設置設定・調整等作業

- (1) 既存機器の撤去及び機器の搬入・設置設定作業は、事前に甲府市教育委員会と詳細なスケジュール等を協議し、その内容に従って実施すること。
- (2) 既存の端末について、設置場所から撤去した後は甲府市教育委員会の指定する場所に集積すること。
- (3) 設置後の納入機器の動作確認（インターネット接続、印刷テスト）を行うこと。  
また、動作確認時に不具合があった場合は、原因究明のうえ適切な対応を行うこと。  
なお、原因がネットワークに起因すると考えられる場合は、甲府市教育委員会に報告し指示を受けること。
- (4) 納入完了後、仕様書等に基づき、甲府市教育委員会の指示に従い検査を行うこと。なお、

検査に必要な機器の準備及び経費は受注者の負担とする。

#### 7-6 既存端末のデータ消去

- (1) 甲府商科専門学校の指定する既存パソコン等 55 台については、復元できないよう完全なデータ消去を行い、データ消去証明書を提出すること。
- (2) 消去できない場合は事前に甲府市教育員会に報告し、指示を受けたうえで物理的な破壊を行い、写真等の証明書類を提出すること。
- (3) データ消去を行ったパソコン等は廃棄を行うこと。

#### 7-7 提出物

- (1) 納入事業者決定後
  - ①本調達に係る全ての納入機器等一覧表（任意の書式、電子媒体）
  - ②本調達に係る全ての納入機器等の保守体制、サポート内容・方法等（任意の書式、電子媒体）
  - ③本調達に係る内訳明細書（任意の書式、電子媒体）
- (2) 納入後
  - ①本調達に係る全ての納入機器等の説明書等関係図書綴り（2部）
  - ②本調達に係る全ての納入機器等の保証書綴り

#### 7-8 調達機器等の保守

別紙2「納入・保守に関する仕様」を参照のこと。

#### 7-9 その他

- (1) 納入機器は別紙1の調達機器仕様ごとに同一であること。
- (2) システムの稼働に必要なと思われる機器やケーブルなどについて、別紙1に記載がない場合は、甲府市教育委員会と協議のうえ、追加して設置すること。
- (3) 納入する機器全てに、機器管理シールを貼付すること。
- (4) 機器管理シールに記載する項目、内容及び貼付場所は別紙3「機器管理シール一覧」のとおりとする。ただし、管理番号は納入業者決定後、甲府市教育委員会が指定する。  
なお、シールの材質は問わないが、60か月の使用に耐えうるものとする。

##### ①機器管理シール例

品名	教育用パソコン
所属	甲府市立甲府商科専門学校
管理番号	R08-0XXXX
導入年月	令和8年9月

##### ②機器管理タグラベル例

R08-0XXXX

#### 8 留意事項等

- (1) 納入業者決定後、速やかに本調達に係る全ての納入機器等一覧表を、任意の書面で提出

すること。

- (2) 納入業者決定後、速やかに本調達に係る納入機器等の保守体制、サポート内容・方法を、任意の書面で提出すること。
- (3) 本仕様に係わる全ての費用（本調達機器等の搬入・設置・設定、技術支援、完成図書作成及び既存機器等の撤去・データ消去等）が契約額に含まれること。
- (4) 本契約締結後、利用期間中に本調達機器等の拡張を行う必要が生じ、拡張部分を納入業者との随意契約によって調達する場合は、当該拡張部分の機器等の調達価格が今回の調達価格と比較して妥当なものであること。

なお、当該拡張部分の仕様が本調達仕様と同様な場合には、今回の調達価格を超えないこと。（機器等の拡張については、現時点で確定しているものではない。）